

# 日本スポーツ振興センター

日本スポーツ振興センターは、学校管理下における児童の災害に関する医療費や見舞金の給付を行うなど、心身共に健康な児童の育成に役立てることを目的としています。これに加えますと学校でけがなどをした場合、医療費や見舞金等の給付が受けられます。

## ◆加入手続きはどうするの？◆

毎年、入学案内や学年便り等で加入手続きについてお知らせしています。児童が加入し、一年ごとに掛け金を支払います。年間、1人945円の掛け金が必要ですが、一宮市では485円の公費補助があり、保護者の方には460円を負担していただくことになります。

(転校した場合、すでに掛け金を支払っていたのであれば再び掛け金を支払う必要はありません)

## ◆どんな場合に、給付が受けられるの？◆

学校の管理下(各教科や学校行事などの授業中、部活動などの課外指導中、休憩時間中などのほか、登下校を含む)における、児童の負傷、疾病に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象となります。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5000円以上のもの	治療にかかった費用全体の4割が給付されます
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5000円以上のもの のうち文部科学省令で定めるもの <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     ・給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水・熱中症・漆等による皮膚炎                      ・異物の嚥下又は迷入による疾病・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病                 </div>	

- ◇ 障害、死亡についても災害の範囲に依りて見舞金が給付されます。
- ◇ 保護者が生活保護法による保護を受けている場合、児童に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- ◇ 災害給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間です。この間に請求がないと時効によって請求権がなくなります。
- ◇ 損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。

## ◆申請する場合はどうしたらいいの？◆

保護者の方に「医療等の状況」という用紙をお渡しします。この用紙に病院で必要事項を記入していただき、学校に提出してください。この用紙を学校からセンターに提出します。給付金の請求は毎月初めに行いますので、治療が翌月にかかる場合は、新たに用紙をお渡ししますのでお知らせください。

## ◆給付金の受領はどうするの？◆

給付金は請求手続き後、支給されるまでに3ヶ月から4ヶ月ほどかかります。学校に給付通知書が届きしだい保護者あてに給付金受領のお知らせをします。保護者の方は印鑑(スタンプ印不可)を持参して学校へ受領に来てください。

